



及員」とする。

2 平成十七年四月一日前に旧法第十四条の二第一項に規定する専門技術員又は改良普及員であつた者（旧令附則第三項に規定する者に限る。）についての新令附則第三項の規定により読み替えられた新令第三条の規定の適用については、前項の規定を準用する。

（中略）

（毒物及び劇物取締法施行令の一部改正）

第四条 毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一号ニ、第十八条第一号ホ及び第二十四条第一号ホ中「第十四条の二第一項」を「第八条第一項」に、「専門技術員又は改良普及員」を「普及指導員」に改める。

（災害対策基本法施行令の一部改正）

（略）